

■厚岸町パートナーシップの宣誓により利用可能となる行政サービス一覧表

別紙

	区分	制度等の名称	内容及び対象	所属名
1	移住・定住	厚岸町結婚新生活支援補助金	パートナーを夫婦とみなして、パートナーシップの宣誓をした者に対し、新生活における住居費、引越費用及びリフォーム費用を助成の対象とします。ただし、共通要件を満たす必要があります。	総合政策課 政策調整係
2	防災・防犯	犯罪被害者等支援制度に伴う見舞金の支給	パートナーを配偶者とみなして、遺族等見舞金の対象とします。	町民課 自治振興係
3	防災・防犯	災害見舞金の支給	パートナーを遺族とみなして、災害見舞金の対象とします。ただし、法令が適用される条項については除きます。	保健福祉課 地域支援係
4	高齢者福祉	長寿祝金の支給	パートナーを遺族とみなして、長寿祝金の対象とします。	保健福祉課 地域支援係
5	高齢者福祉	元気いきいき高齢者応援事業に伴う商品券等の交付	パートナーを遺族とみなして、祝品の対象とします。	保健福祉課 地域支援係
6	出産・子育て	ハローベビー教室の参加	パートナーを養育者とみなして、妊娠中の方やその家族を対象とした育児に関する事業への参加を受け入れます。	保健福祉課 健康推進係
7	出産・子育て	母子健康手帳の交付	パートナーを母子健康手帳の申請者本人以外の家族とみなして、代理交付申請ができるようになります。ただし、パートナーシップ宣誓書受領証等で関係性が確認できる場合のみ、パートナーに当該手帳を交付します。	保健福祉課 健康推進係
8	産業 (就業・起業)	新規就農者の誘致に伴う奨励金等の交付	パートナーを配偶者とみなして、奨励金等の対象とします。	水産農政課 農政係
9	住宅	町営住宅の入居	パートナーを親族とみなして、町営住宅にパートナーを同居者として入居を申し込み、同居申請等を行うことができるようになります。ただし、同居要件以外の入居資格は満たす必要があります。	建設課 管理維持係
10	住宅	新築住宅の助成等	パートナーを配偶者とみなすことで、同居要件に係る助成加算の対象とします。	建設課 建築係